

○財務省告示第二号
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、
平成二十二年十二月二十日に発行した利付国債の
発行条件等を次のとおり告示する。
平成二十三年一月六日

財務大臣 野田 佳彦

- | | | | |
|-------------------------------|---|--|--|
| 一 名称及び記号
利付国庫債券（五年）（第九十三回） | 二 発行の根拠
の法律及びその
財政法（昭和二十二年法律第三十
四号）第四条第一項及び平成二十
二年度における財政運営のため
の公債の発行の特例等に関する
法律（平成二十二年法律第七号）
第二条第一項並びに特別会計に
関する法律（平成十九年法律第二
十三号）第四十六条第一項及び第
四十七条 | 三 振替法の適
用等
社債、株式等の振替に関する法律
（平成十三年法律第七十五号。以
下「振替法」という。）の規定の
適用を受けるものとし、その振替
機関は日本銀行とする。 | 四 発行方法
価格を競争に付して行われる入
札（以下「価格競争入札」という。）
による発行（以下「価格競争入札
発行」という。）、価格競争入札と
同時に行われる入札であって、価
格競争入札において定められた
利率をその利率とし、価格競争入
札において募入の決定を受けた
各申込みの応募価格を募入額に |
|-------------------------------|---|--|--|

五

方募

入 決 定 の

イ

入 札 発 行 争

ロ

非 競 争 入

ハ

札 発 行 入

より加重平均して得られる価格
 をその発行価格とするものによ
 る発行（以下「非競争入札発行」
 という。）と価格競争入札と同時
 に行われる入札であつて、財務大臣
 が各国債市場特別参加者ごとに
 応募限度額を定めるものによる
 発行（以下「国債市場特別参加
 者・第Ⅰ非価格競争入札発行」と
 いう。）及び価格競争入札の募入
 の決定をした後に行われる入札
 であつて、財務大臣が各国債市場
 特別参加者ごとに応募限度額を
 定めるものによる発行（以下「国
 債市場特別参加者・第Ⅱ非価格競
 争入札発行」という。）

各申込みのうち応募価格の高い
 ものからその応募額を順次割り
 当てる。各申込みの応募額を案分により
 割り当てて、各申込みの応募額を
 各国債市場特別参加者ごとの応
 募限度額の範囲内において各申
 込みの応募額を割り当てて、各申

価 格 競 争

・ 第 Ⅱ 非

別 参 加 者

債 市 場 特

行 及 び 国

争 入 札 発

非 競 争

者 格 第 Ⅰ

特 別 参 加

国 債 市 場

札 発 行 入

非 競 争 入

入 札 発 行 争

入 札 発 行 争

入 札 発 行 争

入 札 発 行 争

入 札 発 行 争

入 札 発 行 争

六

イ

発

入 価 入
札 格 行 札
発 競 争 額 行

ロ

札 非
発 競
行 争
入

ハ

国 債 市 場
特 別 参 加
者 第 I 種

ニ

国 債 市 場
争 入 札 発
行 入 札 発

特別会計に関する法律第四十七	十億円	国の債に規定する額	特別会計に規定する額	五億三千円	国の債に規定する額	特別会計に規定する額	万八千六百五十億	千九百七十五	国の債に規定する額	億九千九百九十	ついで九百九十	定する法律第十四条の二に規定する額	千七百五十万	は、額面金額	づき発行した	る法律第二十一条の二に規定する額	め、公債の発行の例に基	十億二千三百七十五	億二千三百七十五	ついで九百九十	定する法律第十四条の二に規定する額	う、財政法第四十一条の二に規定する額	円	額面金額で二兆九百二十七億
----------------	-----	-----------	------------	-------	-----------	------------	----------	--------	-----------	---------	---------	-------------------	--------	--------	--------	------------------	-------------	-----------	----------	---------	-------------------	--------------------	---	---------------

十 十			九 八			七									
イ 一			振 額 最			イ 払									
入 札 発 行	価 格 競 争	発 行 日	替 単 位	低 額 面 金	行 争 非 者 特 国 債 市 場	行 争 非 者 特 国 債 市 場	行 争 非 者 特 国 債 市 場	札 発 行	非 競 争 入 札	入 札 競 争	価 格 競 争	込 金 額	行 争 非 者 特 国 債 市 場	行 争 非 者 特 国 債 市 場	行 争 非 者 特 国 債 市 場
格 十 四 銭 以 上 の それ ぞ れ の 応 募 価	額 面 金 額 百 円 に つ き 九 十 九 円 六	平 成 二 十 二 年 十 二 月 二 十 日	の 記 載 又 は 規 定 に よ る 振 替 口 座 簿	五 万 円	三 千 四 百 七 十 二 億 八 千 五 百 十 二	三 千 四 百 七 十 二 億 八 千 五 百 十 二	二 千 六 億 五 千 五 百 八 十 四 万 円	五 十 五 億 千 二 百 三 十 万 四 千 円	二 兆 九 千 八 百 五 十 五 億 九 千 四 百 四	二 兆 九 千 八 百 五 十 五 億 九 千 四 百 四	二 兆 九 千 八 百 五 十 五 億 九 千 四 百 四	二 兆 九 千 八 百 五 十 五 億 九 千 四 百 四	四 百 八 十 四 億 円	四 百 八 十 四 億 円	四 百 八 十 四 億 円

口

十
三

十
四

十
七
六
五
八

初利入価・別債行争非者特国札非
期札格第参市及入価・別債発競
利発競II加場び札格第参市行争
子率行争非者特国発競I加場、入

入払元償償 後第
札場利還還 の二
参所金金期 期
加支額限 子以

十
八
額
面
金
額
百
円
に
つ
き
九
十
九
円
六

年○・五パーセント

平成二十三年六月二十日を支払
期とし、次の算式により算出し
た金額を支払う。ただし、支払
期が銀行休業日に当たるとき
は、その翌営業日に支払う（以
下、次号及び第十五号において
規定する期日について同じ。）。

$$\frac{\text{額面金額} \times 0.5}{100} \times \frac{1}{2}$$

毎
年
六
月
十
日
及
び
十
二
月
十
日
を
支
払
う
。前
六
月
間
に
属
す
る
利
子
を
支
払
う
。
平
成
二
十
七
年
十
二
月
十
日
額
面
金
額
百
円
に
つ
き
百
円
日
本
銀
行
財
務
大
臣
か
ら
通
知
を
受
け
た
者

十九

者

込期日

平成二十二年十二月二十日